

「中国の貿易及び物流事情に関する講習会（基礎実務編）」レポート

日本通運株式会社
航空事業支店 国際貨物部 開発第三課

去る2016年6月21日（火）、SEAJ 貿易専門委員会主催により「中国の貿易及び物流事情」についてのセミナーが土木建築厚生会館ホテル会議室にて開催されました。本セミナーは、2011年6月の初回から回を重ね過去7回開催されました。今回は4月の人事異動や新社員の配属等で新たに中国貿易に携わる方も多いのではないかと想定される中、初級の基礎実務編として開催いたしました。

当日は35名の受講者にご参加いただき、講師は日本通運（株）航空事業支店国際貨物部開発第三課長の大嶋修也、同課長の加藤輝行、同課係長の神山博美が担当しました。セミナーは第一部、第二部、第三部に分けられ、第一部は日本での輸出手配部分を中心に貨物が中国に到着するまでの一般事情、第二部は貨物が中国に到着した後の貿易事情や輸入通関等についての基礎知識、第三部は中国ならではの特殊ケースと最近のトピックス紹介、今後の中国物流についての内容で進行しました。

第一部 日本からの輸出に関する注意点

日本から海外へ貨物を輸出する際に必要な手続きや流れについて解説しました。輸送方法については主に船便と航空便がありますが、半導体製造装置やその部品は航空便で輸送されるケースが多いため、航空便を前提とした説明を行いました。

1. 貨物の受託

通常、日本から海外に貨物を輸出する際にはフォワーダーや貨物代理店と呼ばれる業者を通して輸送することが多く、フォワーダーが荷主様から貨物を受託する際には外装ダメージの有無、梱包状態、貨物の特性等をよく確認します。その後、貨物は通関の準備のために保税蔵置場と呼ばれる保税地域に搬入されます。

2. 貿易に欠かせない通関

国際輸送は発地、着地で通関をする必要があることが日本国内の貨物輸送と大きく異なる点です。

①通関とは？

輸出入したい貨物を保税地域に搬入して、その保税地域を管轄する税関に対して物品の輸出入を申告し、必要な審査・検査を経て許可を受ける行為を指します。

②通関上の注意事項

法律で禁止されているものを輸出入しないことが大原則。輸出貿易管理令（軍事物資等）、キャッチオール規制（地域紛争助長物資等）、他法令関係（食品・化学品等）に注意が必要となります。

3. 輸出通関・他法令

規制対象となる物・技術について許可を取らずに輸出・提供してしまうと、法律に基づき罰せられる場合がある。半導体製造装置もリスト規制の第7項（エレクトロニクス）に入っているため、輸出する際には装置のスペック等に注意が必要です。

4. 航空会社へのブッキング

通関が無事に終了した貨物を実際に航空機に搭載する流れと注意点を解説しました。

①航空機の種類

旅客機：旅客が乗る飛行機で貨物は機材の下半分に搭載されるため、高さが160cm以下の貨物に限られます。

貨物機：旅客を乗せないことにより高さが297cmまでの貨物が搭載可能です。成田空港発の場合、夜間のフライトが多い。搭載可能重量はジャンボ機で最大約100トン。

②貨物機の仕組み

メインデッキ：旅客機でいう旅客が乗る部分で、機材の上半分。貨物機のみ存在します。

ロワーデッキ：機材の下半分、旅客機にも存在します。

③航空機内の環境

温度：指示をした場合の温度は18～24℃程度、指示をしない場合は4～10℃程度です。航空機の飛行高度はおよそ10,000mで外気温はマイナス50℃程度にもなります。そのため、機体の先頭部分やドア付近は外気の影響を受けやすいといわれていますが、飛行の安全が最優先されるため搭載場所については要望通りの場所になるとは限りません。

湿度：概ね20%以下です。場合によっては数%になり、乾燥した環境です。

気圧：巡航中は0.8気圧程度です。（富士山の五合目相当で人体に異常を来さない最低限の気圧）

④搭載器具

貨物を短時間で効率よく航空機に搭載するために使用されるULDと呼ばれる専用の搭載器具があり、一般的にはコンテナタイプとパレットタイプに分かれます。

⑤搭載方法

96パレット（243x 317cm）と呼ばれる標準サイズのULDでジャンボ貨物機1機あたり最大30枚が搭載可能です。大型の半導体製造装置では96パレットを二枚使用するもの（ラテラルロード）や四枚使用するもの（センターロード）もあります。

⑥航空運送状

荷主様もしくは貨物代理店が作成して航空会社に貨物と一緒に引き渡す「送り状」のことを指します。

5. 梱包について

写真で例を用いて外装梱包の種類を紹介した。梱包の状態が悪いと航空機の中で荷崩れが起きたり、バランスが崩れて横倒しになったりすることがあるので、貨物特性に合わせた適切な梱包を施す必要があります。

6. いざ中国へ

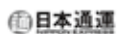
①フライト・便数

東京（成田・羽田）から中国各地へのフライト便数を貨物機、旅客機の別で紹介しました。大型の貨物を運べる貨物機の便数が圧倒的に多いのは上海であり、IATA（国際航空運送協会）による2016年4月のデータでも中国に輸送される貨物の約半数が上海向けになっています。内地は旅客便についても直行便が少ないため、香港や台湾を經由して運ばれるケースが多くなります。

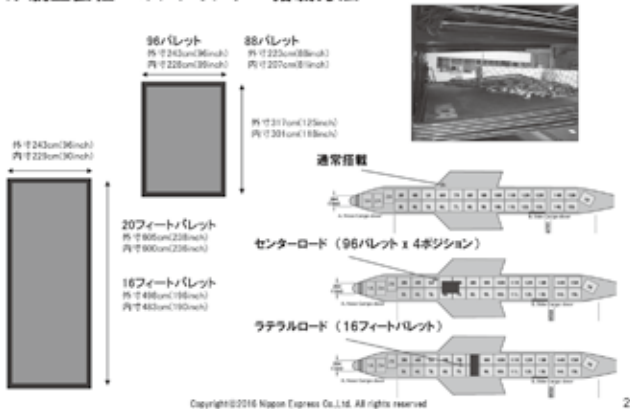
②上海から各地への距離

中国は非常に広いので、上海をゲートウェイとした場合でも南京330km、武漢870km、西安1,500km、成都2,020kmほどの距離があります。大型の貨物を輸送できない内地へは、依然として上海からのトラック輸送に頼らざるを得ない場合もあります。

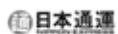
第一部 日本からの輸出に関する注意点



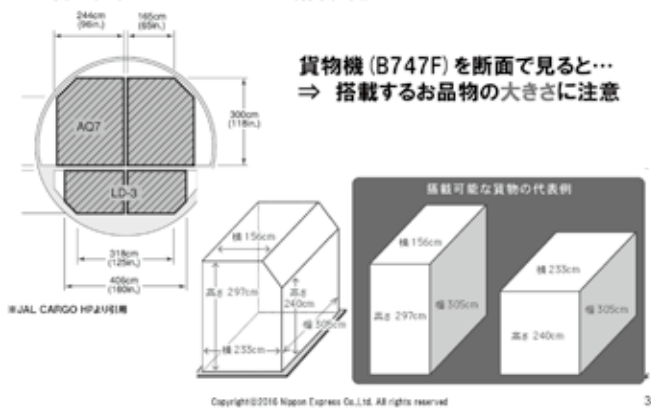
4. 航空会社へのブッキング：搭載方法



第一部 日本からの輸出に関する注意点



4. 航空会社へのブッキング：搭載可能サイズ



第一部 日本からの輸出に関する注意点



参考：ゲートウェイ・上海からの距離



第二部 中国の輸入業務に関する注意点

第一部の流れを受け、日本からの輸出貨物が中国に到着した後の現地事情について特に基本となる点を中心に解説しました。

1. 中国貿易事情（基礎知識）

中国の貿易事情の特徴として、多数の貿易方式や地域別の取扱いの違い、多くの輸入通関規制や他法令による縛りなど、複数の要因が存在することで現地通関事情が複雑になっています。

- ①中国では勝手に貿易等の商行為はできません。政府に批准された経営範囲内でのみ商行為が行えます。贈答と呼ばれる行為も公的には認められていません。
- ②国家の管理がその内容に応じて国家中央レベル、省・直轄市レベル、都市レベルと段階が分かれています。そのため、地方色が生まれ都市ごとの運用・解釈が生じています。
- ③貿易に伴う密輸出入に対して税関、銀行、税務局が協力してその防止に努めており、その結果、一見複雑な規定が存在し多くの提出書類が必要になっています。

2. 中国の貿易制度について

①輸出入貿易権

中国では外貨管理、政策管理が非常に厳しく、輸出入貿易権を持っていない企業は自社名義で輸出入を行うことができません。ただし、貿易会社や商社等を介在させることで輸出入が可能となる場合もあります。また、輸出入できる品目も経営範囲で限定されています。

②貿易方式

中国での輸出入では用途に合った貿易方式を選択する必要があります。大きく分けて一般貿易と加工貿易の二種類の方式があり、加工貿易で輸入すべき貨物を一般貿易で輸入したりすることはできません。

- ・一般貿易 輸入時に関税、増値税を納税して輸入する方式。中国国内販売、中国国内で使用する貨物であることが前提です。
- ・加工貿易 加工後の製品輸出を前提に部材輸入時に関税、増値税等の免税措置を受けることができます。来料加工と進料加工があります。また、自社工場の生産に使用する設備に関して関税、増値税を免税で輸入することができます。

③加工貿易

加工貿易には来料加工と進料加工の二種類の方式があり、双方ともに「手冊」といわれる台帳で部材、製品にかかる出し入れの管理がされています。

- ・来料加工 純粋な委託加工方式であり、中国の加工業者は加工賃だけを収受する方式。中国の加工業者

は海外の加工委託者より無償で生産部材の供給を受け、加工委託者との契約内容どおりの製品を製造し、加工委託者もしくは委託者の指定する先へ製品を輸出します。

- ・進料加工 中国の加工業者が海外より購入した有償の生産部材に加工を施し、製品とした後に輸出し加工の対価は輸出した製品の代金から賄う方式です。来料加工と異なり、部材の購入、製品の販売という独立した二つの取引が発生します。

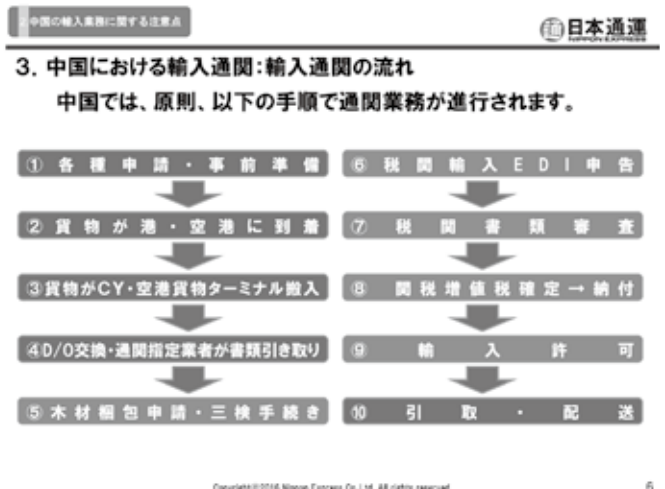
④外貨送金との関係

外貨管理局が送金を管理しています。中国に企業が海外から輸入したものに対する対価を支払おうとする場合、輸入時の内容を証明するインボイスや契約書の他、実際に輸入がされたことを証明する輸入許可証番号が必要になります。個別の輸入許可証が発行されないクーリエサービスによる簡易通関や無申告のハンドキャリー等は送金不可になるため、注意が必要です。

3. 中国における輸入通関

①輸入通関の流れ

貨物が中国の空港に到着してから輸入許可までの通関等事務手続きの流れについて説明しました。中国での輸入通関では通常、税関への申告に先駆けて出入境検査検疫局（通称：商検局、三検局）への検疫手続きを行う必要があります。



②三検手続きとは

動植物検疫、商品検査、衛生検査の三種類の検査の総称。法定検査・検疫該当として指定された物品の検査に合

格した場合、三検局が検査・検疫通過の証明書を発行します。この検査・検疫証明書は輸入申告の際に必要となり、税関への提出が必須です。輸出入貨物は必ず三検を行う必要があり、法定検査・検疫該当ではない貨物でも申請、受検が必要です。

- ・動植物検疫 商品そのものばかりではなく、梱包材も対象とした検疫です。
- ・商品検査 中国国内輸入時は、不良品輸入の排除を目的としている。
- ・衛生検査 食品のみならず、食器、食品添加剤、容器、包装材、厨房機器も検査対象となります。

③確認事項

中国での輸入通関では、HSコードがわかっただけでは申告ができません。HSコード毎に異なる申告要素（品名、用途、材質、ブランド名、型番）HSごとに定められた必要申告事項を全て輸入申告書に記載する必要があります。

中国の輸入業務に関する注意点



3. 中国における輸入通関：確認事項

申告海関：上海海関			
商品コード	854110000	HS番号	
商品名称	調剤用印電圧 品名(調剤用)		
申告要素	1.品名 2.用途 3.材質 4.ブランド名 5.型番		
法定第一単位	千円	単位：kg	法定第二単位 元
最惠国進口税率	10%	最惠国税率 (日本産)	普通進口税率 (最惠国以外)
消費税率	-	出口戻税率	0%
増徴税率	17%	増徴税率	増徴税率付率
商品用途	調剤用印電圧	検疫用：必要ライセンス	

中国での輸入通関には、HS番号が分かっただけでは申告出来ません。HS毎に異なる申告要素を全て輸入申告書に記載する必要があります。輸入者は、商品がどのような形状か、商品にブランド名記載有無は分からない事があり、現物の写真を要求する事が良くあります。

Copyright © 2016 Nippon Express Co., Ltd. All rights reserved.

7

4. 中国輸入通関における主な注意点

①梱包規制について

輸入貨物に木箱梱包を使用する場合には、輸出国あるいは地域の政府の検疫主管部門監督の下、IPPC（国際植物防疫条約）の要求に沿って害虫駆除処理を行い、かつIPPC専用マークを貼付しなければなりません。また、輸入時には三検局に申請が必要です。

②中国強制認証制度（CCC認証）について

CCCや3Cと呼ばれ、日本のJISマークやSGマークと類似する中国の国家安全基準に対する適合証明を指します。強制性の安全に関する第三者認証制度で、該当する製品にCCCマークがないと輸入通関、中国での

販売ができず、中国生産品か輸入品であるかは問いません。一般的に電化製品、車およびその重要構成部品や玩具等、消費者の安全に密接に関わりがあると認められるものにCCC認証が義務付けられています。認証の取得には、認定機関に申請し、サンプルを送付して検査を行う必要があります。申請から認証までは一般的に3～4ヶ月程度の期間が必要といわれています。尚、一定の条件を満たす場合にCCC認証の免除を受けることができますが、CCCの免除申請をする必要があります。無償や一時輸入を理由に免除されるものではありません。

③中古機電産品について

中国では国内で使用される製品の安全性の確保や環境保全を前提として管理がされています。対象品目がリストにより管理され、輸入禁止のもの、事前の輸入許可証取得によって輸入が可能となるものなど品目ごとに細かく管理されているため、該当するものを出荷する場合には確認が必要です。

④地域差：税関の取扱い

中国では地域によって税関の運用が異なることがあるため、代表的な都市の例をいくつか紹介しました。

- ・上海：祝祭日を含む365日稼働しているが、土日祝日は事前申請が必要でアイテム数が多い等の複雑な通関は受け付けません。
- ・蘇州：土日祝日は原則閉庁であるが、保税転関のみ事前受付が可能です。
- ・天津：日曜祝日は原則閉庁であるが、事前申請により開庁の場合もあります。土曜は免税等の特殊通関の対応はできません。
- ・厦門：土日祝日は閉庁。執務時間は9：00-11：30、13：30-16：30であるが、昼休みの延長や書類締切りが繰り上がる等の状況が見られます。
- ・北京：税関が信頼できる企業に対して「担保解放」という通関手続きを迅速に進めるための優遇措置が存在し、この制度を適用した場合は先行輸入許可、事後納税申告が可能で、原則土日祝日を含む24時間通関が可能となっています。

⑤地域差（貨物の取扱い）

空港ごとのファシリティにも地域差があります。主要な空港では航空会社の共同荷扱い施設である一級監管倉庫と貨物代理店の荷扱い施設である二級監管倉庫の両方がありますが、規模の小さい空港では二級監管倉庫がない空港もあります。そのような場合、全ての作業が一級監管倉庫で行われるため、貨物代理店からすると荷扱いの実態が見えにくい側面があります。

中国の輸入業務に関する注意点

日本通運

浦東空港到着後

1 航空会社

2 ターミナル会社

3,4 トラック業者

5 貨物代理店

データ種類	①	②	③	④	⑤
MAWB データ	航空会社	貨物仕分け データ	貨物搬出 データ	貨物配送 データ	HAWB データ
対応箇所	航空会社	ターミナル会社	トラック業者	トラック業者	貨物代理店
所用時間	(フライト到着前)	到着後 +4時間	2 +2時間	3 +1~2時間	3 +1時間
深夜0時到着として	0:00	04:00	06:00	07:00	09:00

【参考：新マニフェストシステム】
従来、航空会社と貨物代理店がデータ入力すればよかった。2014年7月より全面的に開始。税関による、輸入航空貨物の管理強化、集中管理を目的としている。
[運送業者による不正防止が背景に有ると見られる。]
航空会社、ターミナル会社、空港トラック会社がデータをスキャンし、全ての貨物が申告に入れない状況に陥る。
Copyright © 2016 Nippon Express Co., Ltd. All rights reserved.

深夜到着後でも
朝一から通関作業に
入れるとは限らない

関税、増値税相当額の担保金を収める事で、免税で輸入通関が可能です。

原則6か月以内に海外へ返送する事が条件となるが、2度の延長申請、最長18か月までの延長が認められています。

輸入通関には時間がかかり、10営業日程度、書類準備、税関検査等を考えると約3週間必要です。

②展示会：

展示会そのものへの出展、各会員企業様が取引先を集めた企業展示会が考えられます。

展示会に適した ATA カルネを利用した輸送が一般的であるが、中国で ATA カルネ利用した通関の為に、展示会主催者が事前に税関に国際展示会としての申請、批准が必要となります。

③修理物品：

中国へ販売した装置及び、部品が破損した際に日本で修理する事が考えられます。

中国より日本へ送り返す際に修理物品として輸出通関する事により、修理完了後に中国で再輸入する際には、製品代金では無く、修理費用にのみ関税・増値税が課される事となり、費用面で有利です。

④無償サンプル：

新製品、補修部品等の輸送が考えられます。

近年無償品に対する申告価格評価が厳しくなっており、製品価格の妥当性を求められる事例が出てきている為に注意が必要です。

⑤ハンドキャリアー：

緊急輸送時に使用が考えられます。

ハンドキャリアーした物品を輸入通関する場合、一般の税関申告と同じ書類提出が求められます。

その為、中国輸入者側で通関準備が整っていないと、折角ハンドキャリアーを行っても、輸入通関に入れず、結果として航空輸送と差異が無い場合がある為に注意が必要です。

中国の輸入業務に関する注意点

日本通運

5. 中国輸入通関体制 地域差：貨物の取り扱いに関して (厦門空港)

特注：
・二輪監督倉庫：貨物代理店の企業がない（貨物代理店による作業の制約）
・運送業者から取り下された貨物は、運送業者ターミナルに搬入した上、シングル貨物を専断にデータ入力するため、当該貨物が申告に入れるようになるためには相当の時間を要する

Copyright © 2016 Nippon Express Co., Ltd. All rights reserved.

第三部 特殊事情と中国トピックス

前半は中国貿易で想定される、特殊な通関方法について解説を行い、後半は中国のトレンドについて説明を行いました。

1. 特殊事情について。

SEAJ 会員企業様が直面するであろう以下5パターンについて紹介を行いました。原則として全て中国で輸入が認められているが、中国ならではの規制が有る為に注意すべき点を中心に解説しました。

①一時輸入：

工事完了後に日本へ返送されることを前提とした、装置据付用の工具や、デモンストレーション用の新製品輸送等で需要が考えられます。

2. 中国トピックス

①通関一体化：

中国主要空港（例：上海空港）に到着した貨物を、貨物は上海空港に置いたまま、輸入者所在地税関（例：蘇州税関）へ輸入申告を行うことが可能となりました。しかしながら、税関は当該制度を認めているが、検疫局は当該制度に移行していない為に、現時点では使い勝手の悪い制度となっています。

今後、検疫局が税関同様に一体化を推進した場合には、輸入者にとって優位な制度の為、利用が加速すると考えられます。

②中国国内物流：

電子商取引に端を発し、中国国内物流事情は劇的に発展しています。日本の25倍の国土面積を持っているが、主要都市には翌日午前中配達が可能サービスも出てきています。

一方で荷扱いは非常に乱雑で有り、国内輸送時には梱包を強化して製品を守る努力が必要です。

第三部 特殊事情と中国トピックス



2. 中国トピックス ②中国国内物流



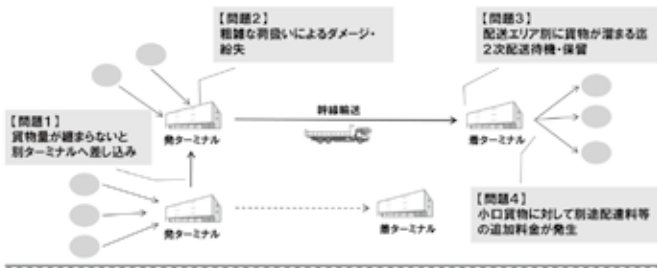
・過積載
・ダメージ多発…
etc

Copyright©2016 Nippon Express Co.,Ltd. All rights reserved

第三部 特殊事情と中国トピックス



2. 中国トピックス ②中国国内物流



・時間が読めない、不透明な定時性
・取り扱いポイントの多さによる ダメージ頻度UP
→梱包対策が必要…

Copyright©2016 Nippon Express Co.,Ltd. All rights reserved

③保税転送：

大きく3パターンが考えられます。空港より保税區への転送、空港より輸入者最寄り税関へ輸入申告の為の保税転送、保税區から別保税區への転送。それぞれ、

申告方法・順番が相違しており、それぞれの事例に沿って説明を行いました。

④ RORO 船：

SEAJ 会員企業様の物流コスト削減の案として、海上輸送をご紹介。通常のコンテナ船と相違しており、トラック・トレーラーが自走で船腹に入る事が出来るために、クレーン利用による衝撃から回避する事が出来ます。エア・サスペンショントラック、温調トラックを利用する事により、精密輸送も可能です。航空機には搭載出来ない大型液晶設備は当該輸送を行っている事例が多数あります。中国側で仮ナンバーを取得すれば中国国内を走行する事も可能です。

質疑応答

①航空便による保税転送事例について

航空便を利用した保税転送は一般的では無いが、個別に認められているケースがあります。調査の結果、上海発重慶、大連で輸送されている事が判明しています。運送業者、運送品目を固定した上、発地、着地税関双方の批准を受けて輸送可能となっています。必ずしも税関が批准するとも限らない為、都度申請ベースとなっている現状をご説明しました。

②部品保管のトレンドについて

消費財で納期に若干余裕が有る物品であれば、上海等の大都市で集約保管、全国配送のケースもみられるが、補修部品については数時間以内の納品が義務付けられている場合が多く、その際には顧客最寄保税區での保管が必要となるケースが多くなっています。その為、中国内で複数の保税區を利用して分散保管せざるをえないケースがあります。課税通関し、一般倉庫で保管していれば航空輸送、ハンドキャリーも対応できますが、顧客が保税區内の立地や、免税手配を行いたい場合には保税保管せざるをえず、顧客によっては一般倉庫での保管が適していない場合もあることをご案内しました。

終わりに

セミナーの最後に設けた質疑応答では活発な質問をいただきました。また、一部参加者の方においては閉会後も個別のお問い合わせをいただきました。当社としても皆様方が日々の貿易業務の中で抱えられている問題点などを共有いただく形となり、中国向けの市場に対する需要が旺盛であることがあらためて垣間見られ、今後も会員企業の皆様方にとって有意義な情報を発信できるよう努めてまいります。